

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県造林事業費補助金交付要綱	高知県造林事業費補助金交付要綱
第1・2条 [省略]	第1・2条 [省略]
(補助事業の区分及び内容、事業主体並びに補助率)	(補助事業の区分及び内容、事業主体並びに補助率)
第3条 前条第1項に定める補助金の交付の対象となる事業（森林環境保全整備事業（ <u>地域未来交付金含む。以下同じ。</u> ）及び農山漁村地域整備交付金（以下「森林環境保全整備事業等」という。））の事業区分は、別表第1に定めるとおりとする。	第3条 前条第1項に定める補助金の交付の対象となる事業（森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金（以下「森林環境保全整備事業等」という。））の事業区分は、別表第1に定めるとおりとする。
2・3 (略)	2・3 [省略]
第4条 [省略]	第4条 [省略]
第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 <u>5</u> に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。	第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 <u>4</u> に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
第6・7条 [省略]	第6・7条 [省略]
第8条 [省略]	第8条 [省略]
(1)・(2) [省略]	(1)・(2) [省略]
(3) 更新伐、花粉発生源植替え <u>又は防火林帯整備</u> を行った場合であって、当該林地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないとき。ただし、更新伐 <u>及び防火林帯整備</u> については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。	(3) 更新伐 <u>又は</u> 花粉発生源植替えを行った場合であって、当該林地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないとき。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。
(4)・(5) [省略]	(4)・(5) [省略]
(6) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画（属人計画はあるが、これと合わせて属地計画が作成できない場合を除く。）に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならないとき。 また、特定間伐等促進計画の実施計画、 <u>森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）又は同法第51条第1項に規定される権利集配分一括計画（以下「一括計画」という。）</u> に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地であって、当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第2号に基づく森林	(6) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画（属人計画はあるが、これと合わせて属地計画が作成できない場合を除く。）に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならないとき。 また、特定間伐等促進計画の実施計画 <u>又は</u> 、経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地であって、当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成することができない場合を除く。）、又は当該施業

改 正 後	現 行
経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成することができない場合を除く。）、又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合についても、同様の扱いとする。 <u>（7）森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、実施権配分計画及び一括計画に基づいて行うものについて、次に掲げる日から起算して過去5年間以内に実施された事業に係る補助金相当額（高知県造林事業査定要領の4の「森林環境保全直接支援事業」の査定係数180又は170が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、査定係数90が適用される場合にあっては、査定係数90を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。</u> <u>ア 実施権配分計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第40条第1項及び第2項の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日</u> <u>イ 一括計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第52条第2項の規定により適用される同法第40条第1項及び第2項の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日</u> <u>ウ 一括計画に基づいて行うものについて、同法第52条第1項の規定による公告があった一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者（同法第43条第3項第2号に掲げる適合事業者をいう。）が計画に基づく施業ができない場合は、当該計画に基づく施業ができないと認められた日</u> <u>（8）～（13）〔省略〕</u> 第9～13条〔省略〕 （雑則） 第14条 森林環境保全整備事業等の実施については、この要綱に定めるもののほか、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号）、<u>地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））（令和7年3月31日付け6林政政第625号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）及び関連する実施要領等の通知によるものとする。</u> 2・3〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年7月22日から施行する。ただし、国の令和7年度事業については、従前の例によるものとする。</u>	を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合についても、同様の扱いとする。 <u>〔新設〕</u> <u>（7）～（12）〔省略〕</u> 第9～13条〔省略〕 （雑則） 第14条 森林環境保全整備事業等の実施については、この要綱に定めるもののほか、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）及び関連する実施要領等の通知によるものとする。 2・3〔省略〕 <u>〔新設〕</u>

改 正 後

別表第1（第3条関係）

事業名	事業区分		事業の種類	造林区分	
	大区分	小区分		大区分	小区分
森林環境保全整備事業（ <u>地域未来交付金含む</u> ）	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]

別表第2（第3条関係）

[省略]

備考 1～5 [省略]

6 2の(2)のアに定める人工造林における補植については、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所において、2の(2)のケのアに定める鳥獣害防止施設等整備の施設改良と一体的に行う場合に限り、気象害等又は鳥獣害による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、補植後の植栽密度が、当初植栽した本数を上限とし、2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。ただし、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、1回に限り行うことができるものとする。また、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合は補植後の合計本数がその指定された植栽本数の下限を超えない範囲で追加的に補植ができることとする。

7～10 [省略]

11 2の(4)の①のアに定める一貫作業及びイに定める人工造林については、1ha当たり2,000本以下の植栽本数を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種及び知事が花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。

12 2の(4)の②のア及びイに定める人工造林及び樹下植栽等については、周辺の森林の主要な構成樹種と異なる樹種を植栽することとする。

13 2の(4)の②のクに定める防火林帯整備については、天然更新作業又は広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

14 [省略]

(付表)

1 [省略]

2 特定機能回復事業の対象とする事業内容は、次のとおりとする。

(1) 森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林や土地所有者の自助努力によって適切な整備が期待できない（森林経営計画が樹立できない等）森林について、事業主体と森林所有者による協定等

現 行

別表第1（第3条関係）

事業名	事業区分		事業の種類	造林区分	
	大区分	小区分		大区分	小区分
森林環境保全整備事業	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]

別表第2（第3条関係）

[省略]

備考 1～5 [省略]

6 2の(2)のアに定める人工造林における補植については、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所において、2の(2)のケのアに定める鳥獣害防止施設等整備の施設改良と一体的に行う場合に限り、気象害等又は鳥獣害による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、補植後の植栽密度が、当初植栽した本数を上限とし、2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。ただし、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、1回に限り行うことができるものとする。

7～10 [省略]

11 2の(4)のアに定める一貫作業及びイに定める人工造林については、1ha当たり2,000本以下の植栽本数を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種及び知事が花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。

[新設][新設]

12 [省略]

(付表)

1 [省略]

2 特定機能回復事業の対象とする事業内容は、次のとおりとする。

(1) 森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等実施する人工造林等とする。

改 正 後			現 行		
に基づいて実施する人工造林等とする。 (2)～(3) [省略] (4) 林相転換特別対策 自助努力では伐採・植替え等の整備が進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する<u>次の</u>事業とする。 以下 [省略] 別表第3 (第3条関係)			(2)～(3) [省略] (4) 林相転換特別対策 自助努力では伐採・植替え等の整備が進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する事業とする。 以下 [省略] 別表第3 (第3条関係)		
事業名	事業区分	事業規模等	事業名	事業区分	事業規模等
森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業	1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。 これに加えて、間伐及び更新伐については、森林経営計画、特定間伐等促進計画、<u>実施権配分計画又は一括計画 (以下「森林経営計画等」という。)</u>に基づいて行う場合、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画等ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10 m³以上。 <u>[削除]</u>	森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業	1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。 これに加えて、間伐及び更新伐については、<u>ア又はイのいずれかに該当するもの (要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。)</u>。 <u>ア</u> 森林経営計画、<u>又は</u>特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画<u>又は特定間伐等促進計画</u>ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10 m³以上。 <u>イ</u> 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画 (以下「<u>実施権配分計画</u>」という。)に基づき行う場合は、<u>アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。</u> <u>なお、水田跡地の拡大造林は1施行地の面積は0.05ha以上とする。</u>
	2 特定機能回復事業 (1)～(3) [省略] (4) 林相転換特別対策 ①花粉発生源対策タイプ	[省略] ア スギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 イ [省略] ウ 伐採<u>による</u>著しい土砂の崩壊又は流出<u>の</u>おそれがある箇所		2 特定機能回復事業 (1)～(3) [省略] (4) 林相転換特別対策 ①花粉発生源対策タイプ	[省略] ア <u>「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定する</u>スギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 イ [省略] ウ 伐採<u>すれば</u>著しく土砂が崩壊又は流出<u>する</u>おそれがある箇所

